

グローバル補助金を利用した簡易校舎の建設

指針と申請書付録

簡易校舎の指針

第1節：プログラムの要件

1. 簡易校舎は、質素な校舎を建築することを認める、極めて限られたタイプのプロジェクトです（例えば、教室数2～3室）。
2. 簡易校舎は、「基本的教育と識字率向上」の重点分野の範疇にある包括的プロジェクトの一環として建設する必要があります。ただし、校舎だけを提供しても子どもへの教育はできません。教育の成果を挙げるために、すべての簡易校舎プロジェクトにおいては、教員の教育研修を実施することが要件となっています。
3. 政府の定める教育課程に従う初等教育および中等教育の学校ならびに早期幼児教育機関のみが校舎建設の対象となります。単科大学、総合大学、職業訓練校、コミュニティセンターはグローバル補助金の受給対象外です。コンピューター室や寮など、既存の学校への増築は受給対象外です。
4. すべての簡易校舎プロジェクトでは、標識により男女別が明示されたトイレ、手洗い場、電気、飲料水を各施設に完備しなければなりません。学校運営者および教員は、健康と衛生、生理の衛生管理（初等および中等学校のみの要件）に関する研修を受け、プロジェクト完了後も引き続き児童および生徒に研修を提供できるようにしなければなりません。簡易校舎では、女子トイレに生理用ナプキンを処分するためのゴミ箱も提供しなければなりません。
5. 学校の保守担当者は、井戸、トイレ、屋根などの建設要素の維持に関する研修を受けなければなりません。学校に保守担当者がいない場合、プロジェクト提唱者は、これらを誰が担当し、適切な研修を誰が提供するかを決めなければなりません。
6. 簡易校舎のためのグローバル補助金の申請書には、本書末尾にある申請書付録も添えて提出しなければなりません。
7. 教員、生徒、学校運営者、保護者により構成される学校運営委員会を設立し、ロータリアンと協力して、学校の維持、自治、水の利用、衛生、廃棄物管理、研修に関する持続可能な実施方法を設定しなければなりません。学校運営委員会において学校予算を担当する委員は、財務管理の研修を受ける必要があります。可能であれば、委員会は持続可能な実施方法の作成に向けて政府の教育担当機関の地方公務員と協力することが推奨されます。
8. ロータリー財団章典に従い、補助金は特定の政治的あるいは宗教的見解を推進するために使用することはできません。そのため、宗教学校は建設対象外です。
9. プロジェクトの提唱者は、地域社会の調査を実施し、学校が設立される地域社会を特定するべきです。
10. 申請の一環として、プロジェクトの提唱者は、ロータリアンのプロジェクト提唱者および政府教育担当機関または私立学校の場合は運営団体との間に覚書（MOU）を締結しなければなりません。この覚書には以下の内容を記載しなければなりません。
	1. 学校名
	2. 予想生徒数
	3. 予想教員数
	4. 学校の教育段階（学年）
	5. 学校の規模
	6. 学校運営委員会を結成することの同意書
	7. すべての利害関係者がプロジェクトの全過程において計画および実施に関与することに合意したという証明
	8. 政府の教育担当機関または私立学校の場合は運営団体が、校舎を利用する最初の5年間は校舎を売却または貸与しないこと、あるいは校舎内で他の事業を行わないことに合意したという証明
	9. 教員、生徒、および維持担当者が申請書において合意済みの研修を完了するという確認
	10. 教員が政府の教育担当機関による研修を受け認証されているという確認
	11. 政府または私立学校の運営団体が校舎および施設の維持について責任を負うという証明
	12. 政府の教育担当機関または私立学校の運営団体がすべての水道光熱費を支払うという証明
	13. 教員はプロジェクト終了前に雇用され認定を受けなければならないという確認
	14. 公立学校の場合は学費を請求しないこと、私立学校の場合は合理的かつ支払い可能な額の学費とすることの証明
	15. 学校によって受益する者がロータリアンまたはその直系親族ではないという証明
	16. ロータリーの責任は、授与する補助金の金額を限度とするという確認

第2節：建設要件

1. グローバル補助金は、1階建ての校舎の建設にのみ使用しなければなりません。学校運営委員会、政府の教育担当機関、または私立学校の運営団体が、プロジェクト完了後に2階を増築することに関心を抱いている場合、当該団体は校舎が安全に2階を支えることができる構造であることを確認する責任を負います。
2. グローバル補助金の一環として建設される簡易校舎は、現地政府の定める、身体的障害を持つ子どもおよび成人に対するバリアフリー要件を満たしていなければなりません。この要件には、スロープ、出入り口と廊下の広さ、バリアフリートイレなどが含まれる場合があります。現地政府がこのようなバリアフリー要件を定めていない場合、校舎は少なくとも上記のような対応を行わなければなりません。
3. プロジェクト提唱者は、校舎の形状および材料が現地の条件に適合しており、現地の建築規制を順守していることを確認する責任を負います。グローバル補助金プロジェクトは、予算の10%をプロジェクト管理に割り当てます。この割り当て以外にも、プロジェクト提唱者は、建設業者の調整が行われていること、建設スケジュールが守られていること、質の高い建設作業が維持されていることを確認するために、認可建設管理の費用をプロジェクト予算に追加することができます。
4. 建設に使用される資材および労働力は、現地の経済または環境を害するものであってはなりません。人体に有害とみなされる建設資材（アスベストなど）は、校舎およびトイレ棟の建築に使用することはできません。
5. 簡易校舎は、政府の教育担当機関が定めた教員と生徒の比率についての現地規制に準拠しなければならず、設計においては教室の規模がこの比率に対応できることを確認しなければなりません。
6. 簡易校舎の建設は、現地の妥当な建設費用および建築基準に準拠し、建物の持続可能性と安全性を確保しなければなりません。建設においては現地の該当するすべての建築基準法にも準拠しなければなりません。
7. 寄贈された土地における既存建築物の解体は、簡易校舎を建設しロータリーの「基本的教育と識字率向上」重点分野の要件を満たすプロジェクト全体のごく一部である限り、プロジェクト費用に含むことができます。
8. 既存建築物の拡張または既存建築物に直接隣接した増築は、グローバル補助金では許可されません。校舎への増築はプロジェクト完了後のみに可能であり、その費用は所有者が負担します。
9. 校舎の追加は、新規校舎が他の建物に隣接せず、現在敷地内に通学する生徒の健康、安全、生産性を害さない場合は、既存校舎の敷地内に建設できます。既存校舎の敷地に建設される新規校舎は、新規校舎建設に対する水、衛生、研修の要件をすべて満たさなければなりません。追加校舎は教室として使用しなければなりません。
10. 建設業者または建設管理者は、必要な建設許可の取得において現地の規制を満たさなければなりません。現地の規制において建設業者または建設管理者にそのような許可の取得が義務づけられていない場合、ロータリアンから成るプロジェクト実施委員会が当該許可を取得しなければなりません。
11. 国際ロータリーおよびロータリー財団の資金面での責任は、授与される補助金の総額の支払いに明示的に限定されます。当初承認された設計を超えた校舎の拡張、変更、または維持を含む（ただし、これらに限定されない）追加義務については、国際ロータリーまたはロータリー財団が費用を一切負担することなく実施しなければなりません。

第3節：土地の取得

1. 校舎は、容易かつ安全に利用できる十分な面積のある寄贈された土地に、建設または設置するものとします。保護者および地域社会の住民には、校舎または校舎の建設地の費用の支払いを求めてはなりません。
2. 簡易校舎建設のために寄贈された土地は、学区となる地域社会から徒歩圏内にあるか、近隣の経済的中心地から公共交通機関で行き来ができる場所になければなりません。
3. 簡易校舎は、子どもたちが安全な環境で教育を受ける場所を提供しなければなりません。可能な限り、建設地域は洪水、岩盤滑り、火山の噴火、化学物質の汚染などのない場所にすべきです。教員は、緊急時に子どもたちを迅速に安全な場所へ避難させる方法について研修を受けなければなりません。
4. 地方自治体、政府の教育担当機関、および土地寄贈者は、補助金に対する全面支援を表明し、補助金が利用可能になればただちにプロジェクトを開始することを許可することを確約する書面を提供しなければなりません。書面による確認において、土地に抵当権などの法的制限が一切ないこと、紛争の対象ではないこと、学校建設可能区域であること、グローバル補助金の目的に適していることを示さなければなりません。
5. 水文調査および水質検査は土地取得過程の一環として実施し、学校運営者、教員、および生徒児童が敷地内において飲料水を利用できることを確認します。校舎を地方自治体の上水道または電力網に接続することが目標である場合、プロジェクト提唱者は地方自治体の水道および電力事業者と、当該地区への水および電気の供給を合理的料金にて実施する予定であることを示す覚書を締結すべきです。
6. 現地の法的規範に応じて、補助金の承認から建設完了時までの期間に土地を所有する者は、適切な損害賠償保険に加入したほうがよい場合があります。

第4節：支払いと報告

1. 簡易校舎のグローバル補助金の支払いは、合意済みの支出計画に基づいて分割払いとし、すべての支払要件が完了し次第、第1回の支払いが行われ、以降の支払いはロータリー財団専門家グループのメンバーによる適切な視察の完了、ならびにプロジェクトの進捗を証明する写真を添えた適切な中間報告書ｆが受理され次第行われます。
2. 専門家グループのメンバーは、申請期間中および建設期間中（2回目の支払いが行われる前）に、簡易校舎のためのグローバル補助金の全申請書を審査します。
3. 標準的な建設慣例として、ロータリアンのプロジェクト提唱者は、完成した校舎の最終実地点検を行うまで、建設業者に対する最終支払いの10%を保留することが推奨されています。
4. ロータリー財団への最終報告書には、校舎と受益者の写真、ならびにグローバル補助金によって建設された簡易校舎において表示が求められている永続的なロータリーの標識の写真を添えなければなりません。

第5節：参考資料と留意点

1. 多くの場合、政府の教育担当機関が建設のためのガイドラインを設けています。定められた指針がない場合は、緊急教育支援の情報ネットワーク（Inter-Agency Network for Education in Emergency : INEE）の[校舎建設の基準](http://toolkit.ineesite.org/guidance_notes_on_safer_school_construction)もあります。このような適切な機関によるガイドラインに準拠することで、プロジェクトに対する支持と成功が高まります。
2. 国際建築基準（International Building Code: IBC）では、幼稚園から高校までの校舎では、生徒および児童ならびに教員の安全と健康のため、室内合計床面積について収容人数1人あたり20平方フィート（1.85平方メートル）を確保することを推奨しています。同基準の教育施設に対する[収容人数要件](http://codes.iccsafe.org/app/book/content/2015-I-Codes/2015%20IBC%20HTML/Chapter%2010.html)には、このような留意点が掲載されており、適切な簡易校舎の設計に役立ちます。

簡易校舎の申請書付録

簡易校舎建設のため提出されるグローバル補助金申請書にはすべて記入済みの本付録を添付しなければなりません。

プログラムの目標

グローバル補助金モデルはプロジェクト全体の持続可能性を向上させ、質の高い奉仕活動の提供と能力開発を通じてと受益者の生活に測定可能な影響を与えます。持続可能性という観点から、簡易校舎プロジェクトの目標は、永続的な建物を作ることにより、質が高く、手頃で、持続可能であり、文化的に適切な校舎を提供し、研修の提供を通じて、生徒に手入れの行き届いた校舎でよりよい教育の機会を与えることにあります。

第1節：申請書に添付する書類：

1. [グローバル補助金　研修計画](https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/training-plan-global-grants)
2. 建築業者による簡易校舎設計の見積もり
3. 寄贈された土地および周辺地域の地形地図
4. 以下の施設の位置を含む配置図
	1. 対象の簡易校舎
	2. 道路
	3. 公共交通機関のアクセスポイント
	4. 簡易校舎の恩恵を受けうる住宅街および地域
	5. 将来の開発現場
	6. 予定解体現場
5. 設計図（各校舎の設計）：
	1. 近隣の校舎の建物、トイレ、手洗い場（離れている場合）、貯水槽、衛生、廃棄物処理システム等との関係を示した建物の配置図
	2. 寸法、構造系、窓、ドア、トイレ、公共設備、水場を含む見取り図
	3. 屋根の構造を含む計画
	4. 屋根の構造系および基礎部分を含む断面図
6. 抵当権などの法的制限のないこと、土地の所有権を放棄する寄贈者の意思、校舎の利用準備が整った後は政府の教育担当機関または私立学校の運営団体が校舎と土地を所有することを明記した土地所有者の手紙
7. 入手可能であれば、自治体の登記に記載された現土地所有者の氏名を明記した地方政府からの手紙。この手紙には、プロジェクトが地方政府の全面支援を得ていること、補助金の受領後に遅滞なく校舎建設開始の許可を出すことを明確に記載すべきです。
8. 水、衛生、電気（該当する場合）を学校へ妥当な料金で提供することを示した、現地の公共事業者からの覚書
9. 生徒および教員のニーズを支えるに足る水があることを示す水文調査の結果
10. 品質検査の結果
11. 土壌汚染検査の結果
12. 廃棄物管理計画
13. 政府の教育担当機関との署名済み覚書

第2節：簡易校舎の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 対象生徒数： |  |
| 対象教員数： |  |
| 対象学年（教育段階）： |  |
| 建設完了予定日： |  |
| 校舎建設地： |  |
| 近隣住宅との距離： |  |
| 現地経済拠点との距離： |  |
| 校舎はどのような地域に建設されますか。（1つ選択） |
| ☐都心部 | ☐郊外 | ☐村落部 |

公立学校ですが、私立学校ですか。（1つ選択）

☐ 公立 　　　☐ 私立

第3節：地域社会の選択

簡易校舎のニーズを判定し適切なプロジェクト活動を特定するため、プロジェクト提唱者が地域社会の調査を実施する必要があります。簡易校舎の受益地域は、既存の学校施設が収容人数を超過している、住居から徒歩圏内に常設校舎がない、または既存の校舎が使用に適さないと見なされる地域とします。

校舎の受益地域の特定方法をご説明ください。

ここをクリックしてテキストを入力

校舎が必要とされる理由（1つ選択）

☐ 収容人数を超過 ☐ 既存の常設校舎がない ☐ その他。下記に説明を記入してください。

ここをクリックしてテキストを入力

第4節：環境と所在地

敷地の土壌状態をご説明ください（砂地、泥地、浸水地などはできるだけ避ける）。

ここをクリックしてテキストを入力

自然災害またはその他の災害の可能性、ならびに洪水、地震、岩盤滑り、火山の噴火、サイクロン、ハリケーン、化学物質の汚染などが起こる場所で建造物の安全性を確保するために講じる予防措置をご説明ください。

ここをクリックしてテキストを入力

敷地への利用可能な（また計画されている）アクセス手段を記載してください。公共交通機関、道路、経済活動の中心地およびその他の住民サービスへのアクセスを含みます。これは年間を通じて利用可能ですか。

ここをクリックしてテキストを入力

第5節：建築基準

校舎の形状と資材は現地の規制および規範を順守しなければなりません。資材と設計は以下を可能とするよう計画する必要があります。

* 適切な交差換気。ドアと窓の配置は校舎に自然光を最大限に取り入れるように計画すべきです。
* 現地で調達可能な資材の使用
* 床の素材はコンクリートが望ましい
* 屋根の素材は環境条件に適合したもの（たとえば地震の多い地域では軽量素材）。コンクリート平板の屋根は推奨できません。

その他の建築基準：

* 人体に有害とみなされる資材（アスベストなど）は、簡易校舎およびトイレ棟の建築に使用することはできません。
* プロジェクト提唱者は、当該地域に資格を持つ認可建設業者と建設管理者がいればそうした業者を選ぶ必要があります。
* 校舎は収容人数について[国際建築基準（IBC）](http://codes.iccsafe.org/app/book/content/2015-I-Codes/2015%20IBC%20HTML/Chapter%2010.html)を満たすべきです。校舎には複数の出口が必要であり、現地の建築基準を満たす必要があります。
* 建設中は現場に適切な安全対策を講じる必要があります（フェンス、鍵付きゲート、立入禁止の標識など）。
* 校舎の設計は、基本的な学校の安全対策を含むものとします（たとえば、施錠可能なドアや窓）。

第6節：水道

学校施設には安全な水と衛生が利用可能でなければなりません。水道の供給方法を示してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ☐ | 自治体の主要上水道から配管して水道水を学校へ引き込む。 |
| ☐ | 自治体の上水道が学校施設の中心地点で利用可能。 |
| ☐ | 各校舎の掘り抜き井戸から下水施設までは安全な距離を保っている。 |
| ☐ | 雨水貯留システムは非飲料水としてのみ設置される。  |
| ☐ | その他。説明を記入してください。ここをクリックしてテキストを入力 |

飲料水へのアクセスおよびメンテナンスのため学校が負担する可能性のある費用を記載してください。また、学校がこの費用をどのように賄えるのかもご説明ください。

ここをクリックしてテキストを入力

水文調査の結果をもとに、寄贈された土地が学校の収容人数のニーズに十分対応できる水を提供できることを実証してください。

ここをクリックしてテキストを入力

水質検査の結果をもとに、改善を要する水質汚染物質と、使用される改善策を記載してください。

ここをクリックしてテキストを入力

第7節：衛生施設

校舎のトイレおよび手洗いに採用される技術を記載してください。

ここをクリックしてテキストを入力

汚水の処分方法を明示してください。野外に穴を掘るだけの処分方法は認められません。

|  |  |
| --- | --- |
| ☐ | 汚水を処理場に集める自治体の下水道システム |
| ☐ | 汚水処理タンク |
| ☐ | 汚水の集中生物学的処理施設 |
| ☐ | 汚水の生物学的処理機能付き仮設トイレ（ECOSANなど） |
| ☐ | その他。説明を記入してください。ここをクリックしてテキストを入力 |

敷地内のトイレ施設の配置をご説明ください。トイレと校舎がつながっているのか、別棟なのかも明記してください。トイレには適切な換気設備が必要です。

ここをクリックしてテキストを入力

トイレ施設と貯水池および他の水源との距離をご説明ください。密閉された汚水処理タンクは水源から50フィート（15.25メートル）以上、排水穴または排水場は水源から100フィート（30.5メートル）以上離れていなければなりません。

ここをクリックしてテキストを入力

プロジェクトの生理衛生管理計画をご説明ください。使用済み衛生用品の処分方法に関する情報（例えば、個室のゴミ箱、焼却炉など）ならびに学校で交換用生理用品を提供するかどうかも明記してください。

ここをクリックしてテキストを入力

第8節：電気

電気設備は現地の安全基準を順守する必要があります。学校に電気を供給する方法を選んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| ☐ | 自治体の電気供給システム |
| ☐ | 太陽光発電（PV）／太陽光パネル  |
| ☐ | その他。説明を記入してください。ここをクリックしてテキストを入力 |

本プロジェクトの一環として学校への安定した電気供給を確保する計画についてご説明ください。

ここをクリックしてテキストを入力

安定した電気供給およびメンテナンスのため学校が負担する可能性のある費用を記載してください。また、学校がこの費用をどのように賄えるのかもご説明ください。

ここをクリックしてテキストを入力

第9節：長期保守

教員、生徒、学校運営者、保護者により構成される学校運営委員会を設立し、ロータリアンと協力して、学校の維持、自治、水の利用、衛生、廃棄物管理、研修に関する持続可能な実施方法を設定しなければなりません。こうした各項目について、一般的な建築要素を支援するための長期保守計画および研修を立案する必要があります。

プロジェクト提唱者が学校運営委員会の形成を支援し、委員と協力して持続可能な実施方法と研修を確立してプロジェクトに組み込む方法をご説明ください。

ここをクリックしてテキストを入力

校舎の使用開始後に政府の教育担当機関が責任を負う資産税があればご説明ください。

ここをクリックしてテキストを入力

同意

プロジェクト実施国側提唱者または援助国側提唱者として、本資料および添付書類に記載されたすべての情報が私の知る限り真実であり、正確であることをここに確約します。記入済みの本申請書は簡易校舎建設に対する定められたすべての指針を順守しています。

提唱者は、国際ロータリー（RI）、ロータリー財団（TRF）、および、該当する場合はロータリー財団（インド）（RF[I]）ならびにその理事、管理委員、役員、委員会、職員、代理人、および代表（総称して「RI/TRF/RF(I)」）について、補助金に関連するすべての旅行を含め、補助金により資金提供された活動への提唱者または参加者の関与の直接的または間接的な結果としての活動、行為、不作為、過失、不正、または違法行為（または適用される行政命令または規制に反する行為）から生じる、RI/TRF/RF(I) に対して行使された、またはRI/TRF/RF(I) から回収された代位、請求、訴訟、損害、損失、費用、責任、経費（妥当な弁護士費用およびその他の法的費用を含む）、報酬、判決、および罰金を含むがこれらに限定されないすべての訴えから、およびすべての訴えに対して保護し、補償し、免責とするものとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施国側代表連絡担当者名： | ここをクリックしてテキストを入力 |
| 署名： |  |
| クラブ／地区： | ここをクリックしてテキストを入力 | 会長／DRFC： | ここをクリックしてテキストを入力 |
| 日付 | ここをクリックしてテキストを入力 |

|  |  |
| --- | --- |
| 援助国側代表連絡担当者名： | ここをクリックしてテキストを入力 |
| 署名： |  |
| クラブ／地区： | ここをクリックしてテキストを入力 | 会長／DRFC： | ここをクリックしてテキストを入力 |
| 日付 | ここをクリックしてテキストを入力 |